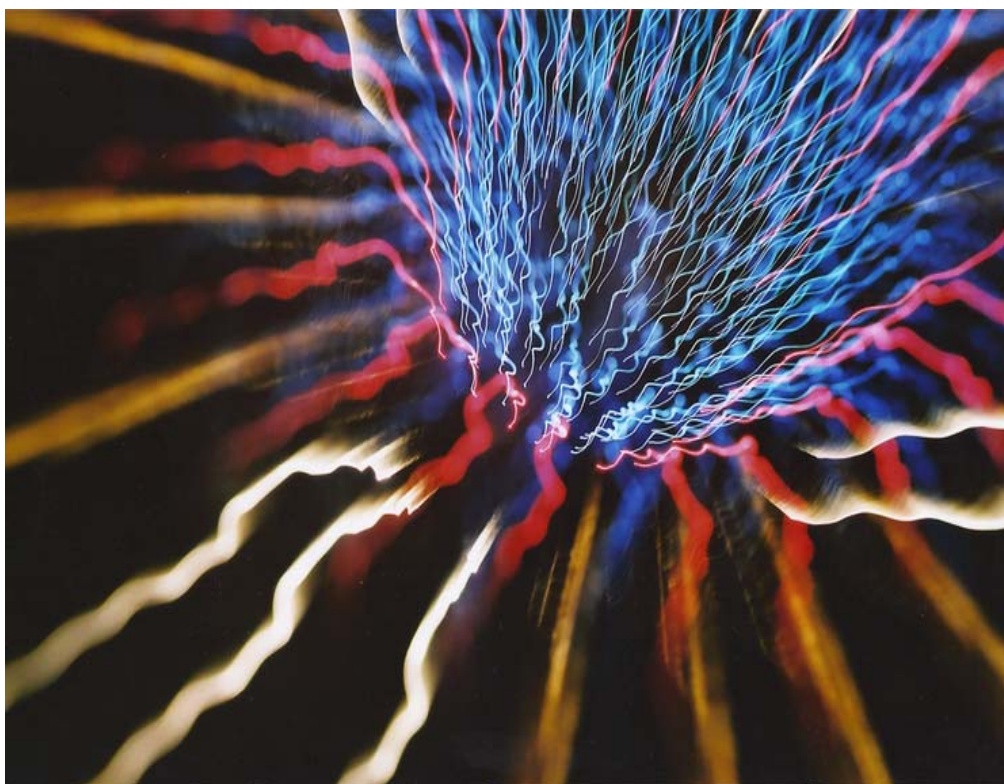


光彩の奇跡・花火写真家

【石原健哉 プロジェクト支援基金】



光彩の奇跡・花火写真家

【石原健哉 プロジェクト支援基金】のご紹介

石原健哉氏（三重県伊賀市在住、1939年生）は、花火を題材とした写真家です。その作品の一つひとつは、華麗で繊細な色調、そして意外性に富みかつ奇抜ともいえる光跡の構図や漆黒とのコントラストが見る者を圧倒します。

それは、現実の花火において展開される光彩とは別の次元とってよいでしょう。偶然を装う光の軌跡、すなわち作者の意図を否定する面を持ちながらも、何かを意味しているように受け取れる表象たちは、禅書の如き抽象性をもって一瞬の涼風感あるいは灼熱感を伝えてきます。

その写実と創作を両立させる映像は極めて独創的で、すでに名だたる場で受賞を重ね、とりわけ海外においては高い評価を得ています。

そのため、石原氏には、国内・海外の様々な美術展や芸術団体・協会から出展の要請が来ます。これまで、石原氏はこれらの要請に対して、個人的に対応してきました。また、石原氏はエイズチャリティーや障がい者への支援活動等も行ってはいますが、それらの出展・公開活動には多額の費用もかかるため、応じきれないのが実状です。

時に、世界では日本文化の評価が高まり、和風文化、ポップカルチャー、芸術、とくに先端技術と融合した芸術に対しては飢餓感すら伝えられています。石原氏の光彩映像などは、きわめて注目度が高まっています。

そこで、石原氏の写真作品をより多くの人々に紹介し、出展の機会を増やすための資金面での支援を行うのが【石原健哉 プロジェクト支援基金】です。既存の芸術活動支援制度にはない、有効的で拡散効果のある支援基金となっています。

基金の活用により、感動を呼ぶ美しい作品群の紹介が進むとともに、近い将来、作品の資産価値が増大することも予想される石原氏への経済的出資行為としても有望性があるものと考えます。

本基金は善意を伴うものですが、氏の作品をご覧になれば、趣旨をご理解いただけると思います。ぜひ、多くの方々のご賛同をよろしくお願いいたします。

石原健哉 プロジェクト支援基金

代表 石原 壽子

Ken Ishihara

お問合せは、当HP [CONTACT]から

【石原健哉 プロジェクト支援基金】

規 約

1. 名称

本基金の名称は、「石原健哉 プロジェクト支援基金」とします。

2. 趣旨

石原氏の写真作品の国内外の美術展等、個展開催等の活動を活発に行うことにより、石原氏及びその作品群の評価向上を図ることを目的として、基金または寄付金を募集し、その資金を石原氏の出展・個展活動に有効活用するものとします。

3. 基金の概要と運営

- (1) 基金に対する資金の提供は、1口50,000円とし、500口25,000,000円までを想定し、提供者の記名をもつて募集します。
- (2) 提供者の要望によって、個別に交渉した石原氏の作品の著作権利用または譲渡を受けられることがあります。
- (3) 石原氏が、作品の売却・権利譲渡・貸与等により少なくない利益を得た場合には、本基金の資金提供者に対して、提供比率に比例した金銭的還元を行うものとします。ただし、資金提供は善意に基づくものであって、利益還元が発生しないことがあります。
- (4) 本基金への資金提供による利益還元を受ける権利は、出資から50年間とします。
- (5) 上記の資金提供のほかに、少額または任意の寄付を受け付け、この資金は無償の支援資金として活用します。
- (6) 基金の活用(支出)は、石原氏の作品の公開活動及び価値創造に有効と考えられる範囲とします。
- (7) 基金は事務局が管理し、出展計画に応じて、石原氏に資金を提供します。基金の状況について、簿記を行い、必要な場合、資金提供者が閲覧できるようにします。
- (8) 基金の組織運営については、代表、発起人および資金提供者上位5名のうち希望者により行うこととします。1年に一回程度、資金提供者を対象に、活動状況報告会を開催します。ただし、報告書のネット公開によって報告会とみなす場合があります。
- (9) 基金は、石原氏の関わるチャリティーまたは障がい者のための催しのために、有効活用することがあります。
- (10) 基金に提供された資金は、事情にかかわらず、返却できません。
- (11) 資金提供者への利益還元の具体的方法については、別途定めるものとします。

6. 連絡先

石原健哉プロジェクト支援基金 石原壽子
〒518-0854 三重県伊賀市上野忍町2435-4
FAX 059-381-1153
E-mail contact@kenyaishihara.com

振込先 銀行口座

百五銀行 上野支店 普通 770452 石原健哉プロジェクト支援基金

7. 解散等

本会の解散は、記名の資金提供者に、その1ヶ月以上前に連絡の上、やむを得ない事情により実施されることがあります。

解散した場合の資金は、代表または石原健哉に帰属するものとします。

なお、解散した場合についても、資金提供者が利益還元を受ける権利は継続されますが、個別交渉となります。

出資申込書

石原健プロジェクト支援基金

年 月 日

お名前 ※	<input type="text"/>	
住所または 連絡先 (記入任意) (記入任意)	<input type="checkbox"/> 郵便番号	〒 <input type="text"/>
	住所	<input type="text"/>
	<input type="checkbox"/> 連絡先	
	電話	<input type="text"/>
	Email	<input type="text"/>
	その他(SNS等)	<input type="text"/>
出資口数	<input type="text"/> 口 (円)	
コメント (200字以内)	<input type="text"/>	

※ 出資申込みいただける方は、こちらの用紙にご記入のうえファクス送信いただくか、ホームページのお問い合わせフォームから送信してください。

ファクス番号

059-381-1153

お問い合わせフォーム

<http://www.kenyaishihara.com/contact/>